

電気料金メニュー定義書

【ずっとも電気3】

東京ガス山梨株式会社

2023 年 9 月 1 日実施

目次

1	実施期日	2
2	定義	2
3	適用条件	3
4	供給電気方式、供給電圧および周波数.....	3
5	契約電力	3
6	電気料金	4
7	適用開始日	4
8	契約電力または電気メニューの変更	5
9	ずっとも電気3の定義書の変更および廃止	5
	別表	6
1	燃料費調整.....	6
2	契約容量および契約電力の計算方法.....	8

電気料金メニュー定義書【ずっとも電気3】（以下「ずっとも電気3の定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、動力をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、ずっとも電気3の定義書に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

1 実施期日

ずっとも電気3の定義書は、2023年9月1日より実施します。

2 定義

次の言葉は、ずっとも電気3の定義書において、それぞれ次の意味で使われます。なお、電気需給約款に定義される言葉は、ずっとも電気3の定義書においても同様の意味で使われます。

(1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(3) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(4) 平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。）をいいます。

3 適用条件

ずっとも電気3の定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「ずっとも電気3」といいます。）は動力をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けメニューとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- ③ 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、電灯または小型機器を使用しないこと。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

5 契約電力

- (1) 契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2（契約容量および契約電力の計算方法）により計算された値を参考に、1年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

- (2) 当社および送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要

に応じて確認します。

6 電気料金

(1) 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,053.76 円
-----------------	------------

(2) 電力量料金

1 か月の電力量料金は、当月の計量日（電気需給契約を解約した場合にはその解約日）の前日が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外はその他季料金を用い、電気需給約款 15（電気の使用期間）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

	夏季料金	その他季料金
第 1 段階使用量までの 1 キロワット時につき	27.34 円	25.77 円
第 1 段階使用量をこえる 1 キロワット時につき	28.83 円	28.71 円

第 1 段階使用量とは、契約電力に 130 時間を乗じた電力量とします。

(3) 基本料金と電力量料金との合計が負となる場合の特例

(1) および (2) によって計算された基本料金と電力量料金に加え、付帯メニューが適用される場合でその全てを反映した後の合計が負になるときは、その 1 か月の料金は、電気需給約款別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

7 適用開始日

ずっとも電気 3 の適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気の需給開始）(1) に定める需給開始日とし、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、

当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

8 契約電力または電気メニューの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな電気需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電力の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電力を変更することはできません。電気料金メニューについても同様とします。
- (3) 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

9 ずっとも電気3の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、ずっとも電気3の定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、ずっとも電気3の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) ずっとも電気3の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

燃料費調整単価

$$\begin{aligned} &= (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \\ &\times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合

燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \\ \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料単価計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、下記表中の「燃料費調整単価適用期間 A」欄に記載のとおりとします。

ただし、需給開始日と、需給開始日以降到来する計量日が同じ月に属する場合には、下記表中の「燃料費調整単価適用期間 B」欄に記載のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間 A	燃料費調整単価適用期間 B
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	その年の5月の需給開始日から5月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	その年の6月の需給開始日から6月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	その年の7月の需給開始日から7月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	その年の8月の需給開始日から8月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	その年の9月の需給開始日から9月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	その年の10月の需給開始日から10月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	その年の11月の需給開始日から11月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	その年の12月の需給開始日から12月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	翌年の1月の需給開始日から1月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	翌年の2月の需給開始日から2月の計量日の前日までの期間

毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	翌年の3月の需給開始日から3月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間	翌年の4月の需給開始日から4月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.183円
------------	--------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を、当社のホームページに掲載します。

2 契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)

× 電圧(ボルト)

× (1 ÷ 1,000)

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)

× 電圧(ボルト)

× 1.732

× (1 ÷ 1,000)